

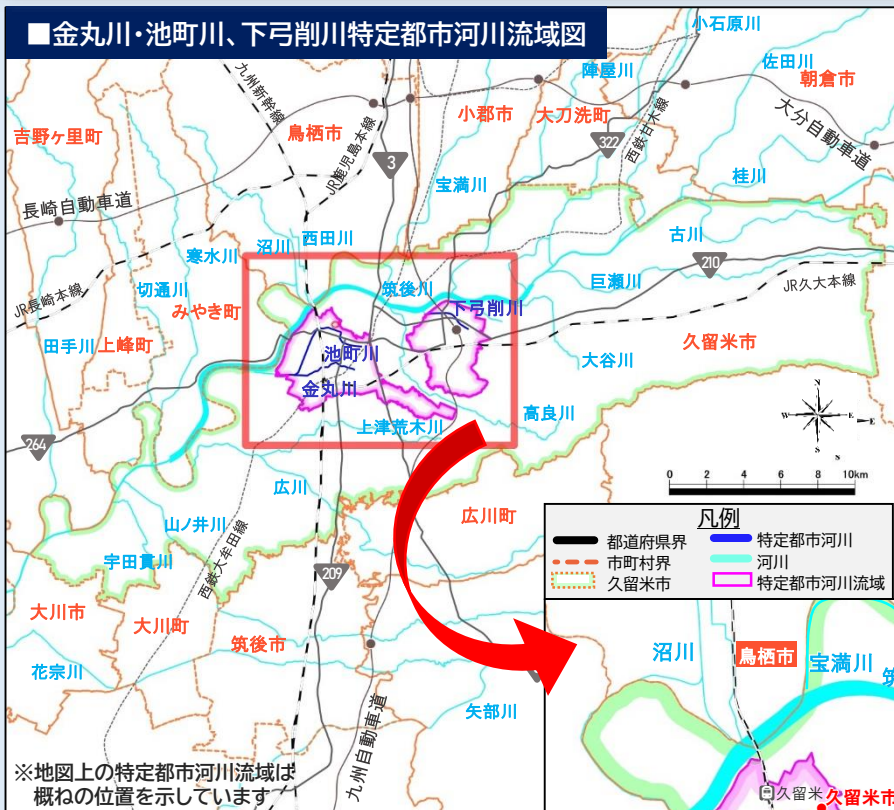
金丸川・池町川流域、下弓削川流域について

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、

「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を行いました。(令和6年12月24日指定)

『流域治水』を推進し、『水に強い久留米市へ!』

■金丸川・池町川、下弓削川特定都市河川流域図



※地図上の特定都市河川流域は概ねの位置を示しています

「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、**浸水被害防止のための対策を推進する法律**です。

特定都市河川
ポータルサイト

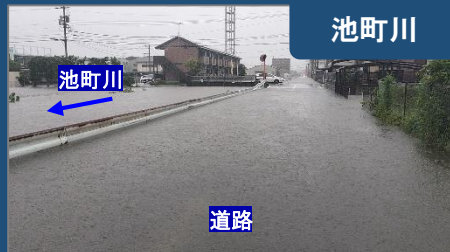


なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定をするのか？

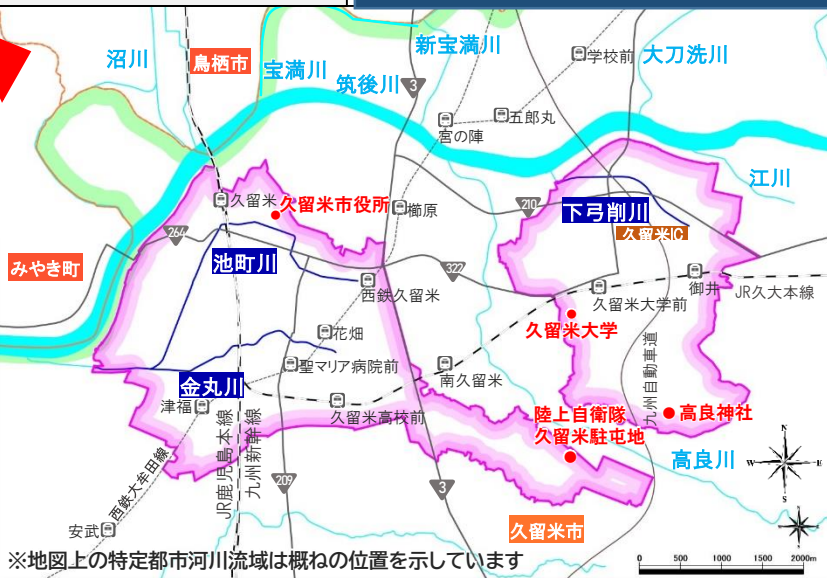
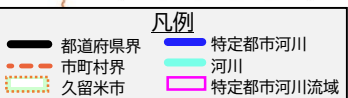
金丸川・池町川、下弓削川では、筑後川の水位上昇の影響を受けるといった自然的条件もあり、幾度となく浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため「特定都市河川」の制度を活用し**「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。**

近年の浸水状況

池町川



下弓削川流域



※地図上の特定都市河川流域は概ねの位置を示しています

「流域治水」とはなにか？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、**流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考え方**です。

「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるのか？

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う**雨水浸透阻害行為（雨水を浸みこみにくくする行為）に、貯留・浸透対策が義務付けられます。**

特定都市河川の流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は

許可が
必要!!

雨水の流出抑制のため 久留米市長の許可が必要な場合があります

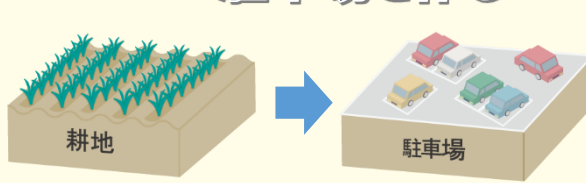
- ▶ 特定都市河川流域内の**宅地等以外の土地**において、**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、久留米市長の許可が必要になります。
- ▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要になります。
※ 宅地以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。
- ▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は**罰則**があります。

このような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上の場合）を行う際には…

例えば **耕地** など締め固められていない土地に
建物を建てる



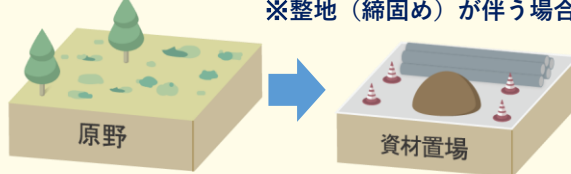
例えば **耕地** など締め固められていない土地に
駐車場を作る



例えば **林地** など締め固められていない土地に
太陽光発電を作る

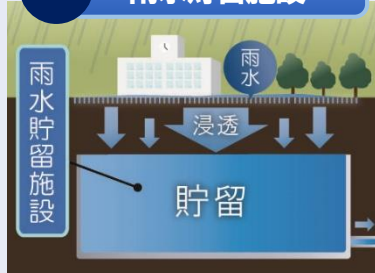


例えば **原野** など締め固められていない土地に
資材置場を作る
※ 整地（締固め）が伴う場合



雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です

例えば **雨水貯留施設**



例えば **透水性舗装**



例えば **浸透ます**



問い合わせ先

指定に関すること：福岡県 県土整備部 河川整備課
TEL 092-643-3691



許可に関すること：久留米市 都市建設部 河川課
TEL 0942-30-9075

